

東急不動産株式会社「(仮称)岩手久慈風力発電事業環境影響評価方法書」に対する
勧告について

令和5年6月21日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称)岩手久慈風力発電事業環境影響評価方法書」について、東急不動産株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県久慈市、九戸郡九戸村及び軽米町

原動力の種類：風力（陸上）

出 力：最大75,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和3年11月16日
環境大臣意見受理	令和4年1月27日
経済産業大臣意見発出	令和4年2月8日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和4年11月30日
住民意見の概要等受理	令和5年2月10日
岩手県知事意見受理	令和5年5月11日
経済産業大臣勧告発出	令和5年6月21日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742（直通）

東急不動産株式会社「(仮称) 岩手久慈風力発電事業環境影響評価方法書」に対する
勧告内容

1. 水質の調査に当たっては、近年の局所集中的な降雨の傾向も踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 魚類の調査について、対象とする種の特性も踏まえ、適切な調査時期を設定すること。
3. 植物の調査に当たっては、適切な調査ルートを設定すること。
また、調査が必要な植分が認められたときは、調査を実施すること。
4. 生態系の注目種については、生息状況を踏まえ、必要に応じて追加するなど、適切に選定を行うこと。

(岩手県知事からの意見書の写しを添付)